

発行 一般社団法人 池袋労働基準協会

TEL. 03-3988-6344 FAX. 03-3988-6366

<http://www.ikerokyo.or.jp/> e-mail:office@ikerokyo.or.jp

〒170-0014 東京都豊島区池袋1丁目8番8号

## あけましておめでとうございます

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます

令和5年 元旦

一般社団法人 池袋労働基準協会



|     |         |             |
|-----|---------|-------------|
| 会 長 | 大 島 隆 夫 | (株)三星光機製作所  |
| 副会長 | 今 井 敏 弘 | 今井保全(株)     |
| 副会長 | 黒 田 哲 治 | 内野建設(株)     |
| 副会長 | 吉 田 栄   | 日本無機化学工業(株) |
| 副会長 | 福 田 浩 志 | (株)ウエマツ     |
| 副会長 | 荒 木 秀 幸 | みずゝ興業(株)    |
| 副会長 | 秋 山 勉   | (株)秋山       |

## 目 次

|                                             |     |
|---------------------------------------------|-----|
| ❖協会正副会長あいさつ .....                           | 1   |
| ❖新年のご挨拶－池袋労働基準協会長 池袋労働基準監督署長 池袋公共職業安定所長 ... | 2～4 |
| ❖池袋労働基準監督署からのお知らせ .....                     | 5～7 |
| —冬季の積雪や路面凍結による転倒災害を防ぎましょう！                  |     |
| —新たな化学物質規制が導入されます                           |     |
| ❖講習会等・協会行事实施報告と計画 .....                     | 8   |

# 新年のご挨拶



一般社団法人 池袋労働基準協会

会長 大島 隆夫

あけましておめでとうございます。

会員の皆様ならびに関係各位におかれましては健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

年頭に当たり、あらためまして当協会の事業運営にご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。特に、コロナの感染拡大防止と社会経済活動の両立が求められる中、地道に労務管理や安全衛生活動に取り組んでおられる事業場の皆様に対し、心から敬意を表したいと思います。

当協会におけるこれまでに予定していた各種講習会、総会や懇親会、監督署や関係団体との共催による主要な行事は、事業計画通りに開催されております。しかしながら参加人数については、ほとんどの行事が従来の6～7割程度にとどまっており、正常に戻るまでにはしばらく時間がかかるものと思われます。

さて、東京都内における労働災害による死亡及び休業4日以上災害件数が、第3次産業を中心に近年増加傾向にあり、13次防の最終年度となる今年度においても、10月末の速報値ではコロナ感染のり患によるものも含め、16,233件と高水準になっています。

この原因として、高年齢労働者による労働災害が依然として増加傾向にあることや、転倒や腰痛といった、作業行動に起因する災害が顕著に増加していることが上げられます。このことから、誰もが安心して安全に働ける職場環境づくりに加え、転倒・腰痛災害予防のために、若年期から身体機能の維持向上のための取り組みも求められています。また、労働者の健康面では、仕事や職業生活に関する強い不安やストレスを感じる労働者も多く新しい働き方の変化についても考えていく必要があります。

当協会としては今年度の重点課題である、長時間労働の是正及び過重労働における健康障害の防止、中小企業を中心とした改正労働基準法等の円滑な施行と周知、13次防における労働災害防止対策等を進めて参ります。また、講習やセミナーにおいては監督署からホットな情報を頂き、他の地区協会共催による開催をこれまで以上に積極的に行って参りますので、皆様のご支援をお願い申し上げます。

結びに、会員事業場のご発展と皆様のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



# 新年のご挨拶

(池袋労働基準監督署における取組について)

池袋労働基準監督署

署 長 白 浜 弘 幸

令和5年の新年を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

一般社団法人池袋労働基準協会並びに会員の皆様には、日頃より、労働基準行政について、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当署では、「働き方改革」関連の情勢や労働災害発生状況等を踏まえ、

- ① 改正労基法等に基づく長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止
- ② 中小企業等に対する改正労基法等の周知及び支援並びに新しい働き方に対応した労務管理の導入支援
- ③ 死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策の推進
- ④ 石綿暴露防止対策の推進
- ⑤ 労災保険給付の迅速・適切な処理

を令和4年度の重点課題と定め、取り組んで参りました。

重点課題①に関しては、時間外・休日労働時間が1か月あたり80時間を超えていると考えられる全事業場に対する監督を順次実施しました。

重点課題②に関しては、各種事業主団体を通じた継続的な周知活動、監督署主催による集団指導、個別企業への訪問支援によって、きめ細かな相談・支援等を実施しました。

重点課題③に関しては、災害増加業種への労働災害防止に関する要請、建設現場への一斉監督等、労働災害防止に向けた様々な取組を実施しました。

重点課題④に関しては、説明会等のあらゆる機会を通じて、建築物解体作業における石綿暴露防止対策の周知を徹底するとともに、石綿暴露防止対策を行わず、建築物の解体を行った事実を確認した場合には、そのすべてについて調査を実施し、必要な指導を行いました。

重点課題⑤に関しては、新型コロナウイルス感染症の労災請求が急増したため（昨年度1年間480件、本年度11月末日現在約1,480件）、署内の業務処理体制の見直しや業務処理方法の工夫等を実施し、課題達成に努めて参りました。

それぞれの重点課題について、年度末に向けて引き続き取組を継続して参ります。とりわけ重点課題③については、東京労働局の死傷災害が7,609件（去年同期528件増）と大幅に増加しているため、本年度が最終年度となる13次防の目標達成に向けて、11月から前倒しで実施している「年末年始Safe Work推進強調期間」などの各種対策を最後まで全力で推進して参ります。

結びに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 新年のご挨拶



池袋公共職業安定所

所 長 茂 原 徳 雄

新年明けましておめでとうございます。

池袋労働基準協会並びに会員の皆様には、穏やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年中は、当所の業務運営に多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症により、雇用情勢も大きな影響を受けてきましたが、現在はウィズコロナの下、社会経済活動の正常化が徐々に進んでおり、緩やかに持ち直してきております。一方で、原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、エネルギー・食料品等の価格上昇が続いており、地域経済への影響等も懸念されるところです。

直近で発表となった10月の都内の雇用情勢は、有効求人倍率が1.65倍と、令和2年1月から34ヶ月連続の1倍台となっているものの、底となった令和2年5月の1.16倍からは0.49ポイントの改善となりました。また、景気の先行指標となる新規求人数は11万9573人で、前年同月比20.6%増加し、13カ月連続で前年同月を上回っており、求職者数が依然として高い水準にあるものの、雇用情勢には改善の兆しが見えてきたところです。

そうした中、現在労働行政が取り組む重点課題は、コロナ禍において引き続き雇用の維持を図るとともに、「人への投資」の抜本的な強化による「リスクリング（学び直し）による人材育成の強化」と「成長分野や人材不足分野への円滑な労働移動」であり、これらによる中・長期的な「構造的な賃上げの実現となっています。

その取組の一つとして、令和4年度からは「人材開発支援助成金」の拡充が図られ、「人への投資促進コース」が創設、さらに第2次補正予算で「事業展開等リスクリング支援コース」が追加創設され、特に人材育成に取り組む事業主の皆様への各種助成金制度の充実が図られています。

これらの助成金の拡充では、eラーニングや通信制、サブスク型（定額制）の訓練が対象となるほか、従来からの助成金の助成率や助成額の見直しなども行われています。

会員企業の皆様方には、是非有効活用をご検討いただき、従業員の皆様のスキルアップ、企業の業績の向上につなげていただきますようお願いいたします。

さらにハローワークでは、引き続き地元地域の中で、新型コロナの影響を受けて離職された方をはじめ、多くの求職者の方や、人手不足等により人材確保に苦勞されている企業の皆様のためにも、雇用保険や職業紹介をはじめとした雇用のセーフティーネットとして、しっかりと役割を果たしていきたいと考えておりますので、引き続きのご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、池袋労働基準協会のますますのご発展と、会員企業の皆様のご健勝、ご繁栄を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



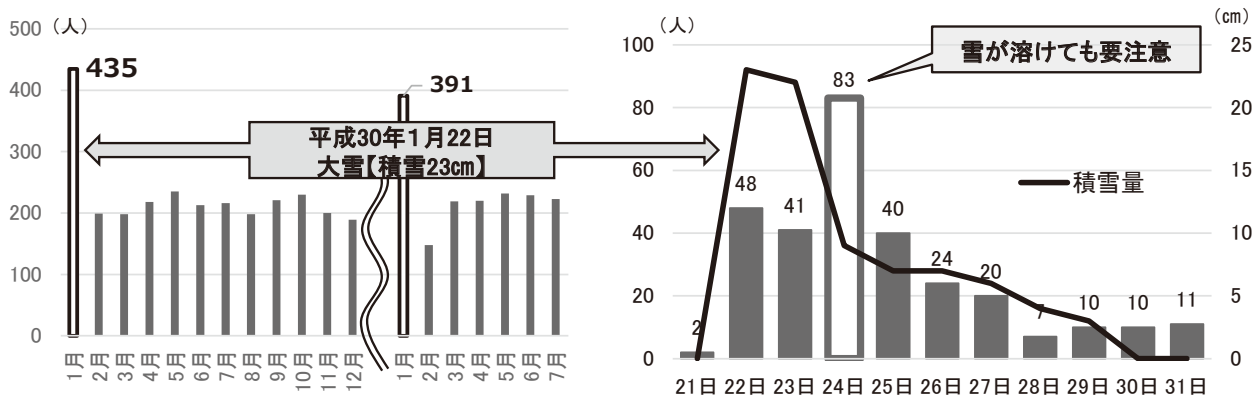
## 池袋労働基準監督署からのお知らせ

# 冬季の積雪や路面凍結による転倒災害を防ぎましょう！

👉 令和4年1月6日の積雪(都内:10cm)により、凍結した通路や路面上で転倒による死亡災害が2件発生しました。

|   | 月  | 業種         | 職種             | 事故の型 | 発生状況の概要                                                                       |
|---|----|------------|----------------|------|-------------------------------------------------------------------------------|
|   |    |            | 年齢             | 起因物  |                                                                               |
|   |    |            | 経験             |      |                                                                               |
| 1 | 1月 | 教育<br>研究業  | 教育・研究者         | 転倒   | 打ち合わせを行うために敷地内を移動していたところ、前日の雪の影響により凍結した通路で足を滑らせて転倒した。（後頭部を地面に打ち付け、硬膜下血腫となった。） |
|   |    |            | 50歳代           | 通路   |                                                                               |
|   |    |            | 20年以上<br>30年未満 |      |                                                                               |
| 2 | 1月 | その他<br>の事業 | 警備員            | 転倒   | 敷地内を歩いていたところ、前日の降雪により凍結していた路面上で転倒し左後頭部を打った。                                   |
|   |    |            | 60歳代           | 通路   |                                                                               |
|   |    |            | 10年以上<br>20年未満 |      |                                                                               |

👉 平成30年1月22日(都内:23cm)及び令和4年1月6日の降雪では、積雪や路面凍結による転倒災害が大幅に増えました。また、雪が解けても数日間、路面が凍結した状態が続く、屋外の移動や作業は注意が必要です。



### ポイント1

#### 気象情報の活用によるリスク低減の実施

- 大雪に関する気象情報を迅速に把握し、気象状況に応じた作業を行う

### ポイント2

#### 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底

- 屋外通路や駐車場の除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去の徹底
- 凍結した路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

**STOP! 転倒災害**  
プロジェクト 冬季も

～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

東京労働局・労働基準監督署



R4.12

# 新たな化学物質規制が導入されます

## 労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

### POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

### POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

### POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

### POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



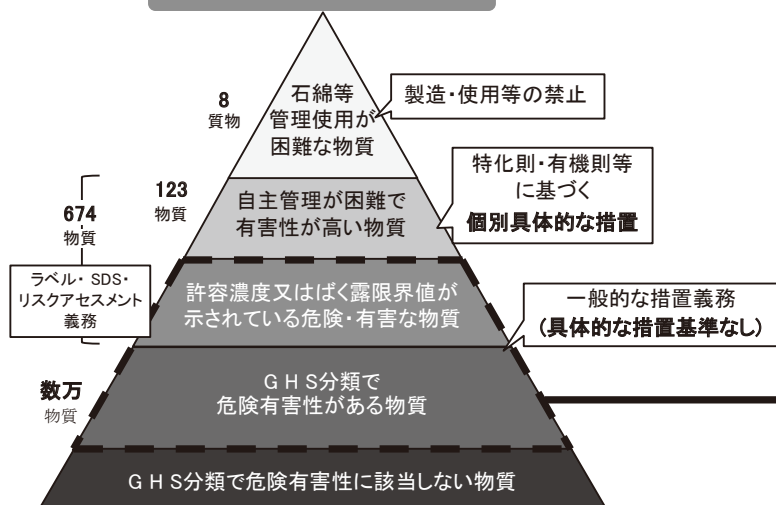
リスクアセスメントの実施



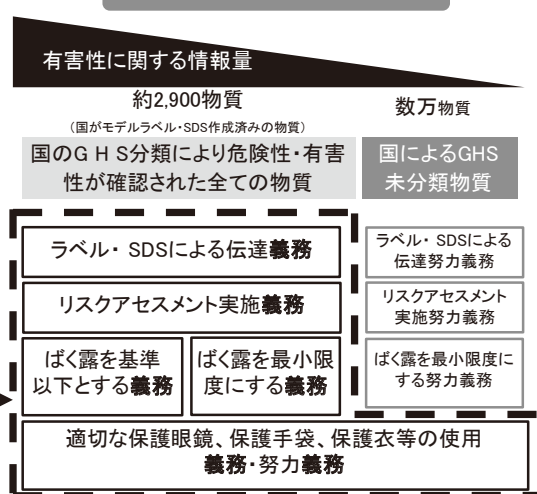
リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

### これまでの化学物質規制



### 見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

# 新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

| 分野           | 関係条項                       | 項目                                | 質問                                                                                                                  | チェック | 施行期日              |
|--------------|----------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------|
| 化学物質管理体系の見直し | 安衛令別表第9                    | ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質            | ラベル表示や安全データシート(SDS)等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質(リスクアセスメント対象物)が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？ |      | ③<br>※令和7年以降も順次追加 |
|              | 安衛則第577条の2<br>第577条の3      | リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務            | リスクアセスメント対象物について、労働者がばく露が最低限となるように措置を講じていますか？                                                                       |      | ②                 |
|              |                            |                                   | 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？                                                                            |      | ③                 |
|              |                            |                                   | 措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？(保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年)                                                     |      | ②、③               |
|              |                            |                                   | リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？                                                                             |      | ②                 |
|              | 安衛則第594条の2<br>第594条の3      | 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止               | 皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？                                              |      | ③                 |
|              |                            |                                   | 上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？(明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く)                                              |      | ②                 |
|              | 安衛則第22条                    | 衛生委員会の付議事項                        | 衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？                                                                                    |      | ②、③               |
|              | 安衛則第97条の2                  | がん等の把握強化                          | 化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？                                             |      | ②                 |
|              |                            |                                   | 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？                                                                               |      |                   |
| 実施体制の確立      | 安衛則第34条の2の8                | リスクアセスメント結果等の記録                   | リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？(最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで)                         |      | ②                 |
|              | 安衛則第34条の2の10               | 労働災害発生事業場等への指示                    | 労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？                                                 |      | ③                 |
|              | 安衛則第577条の2第3項から第5項、第8項、第9項 | 健康診断等                             | リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？(保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年)             |      | ③                 |
|              |                            |                                   | 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？(保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年)                              |      |                   |
|              |                            |                                   |                                                                                                                     |      |                   |
|              | 安衛則第12条の5                  | 化学物質管理者                           | 化学物質管理者を選任していますか？                                                                                                   |      | ③                 |
|              | 安衛則第12条の6                  | 保護具着用管理責任者                        | (労働者に保護具を使用させる場合)保護具着用管理責任者を選任していますか？                                                                               |      | ③                 |
|              | 安衛則第35条                    | 雇入れ時教育                            | 雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？                                                                            |      | ③                 |
|              | 情報伝達の強化                    | 安衛則第24条の15第1項・第3項、第34条の2の3        | SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？                                                            |      | ①                 |
|              |                            | 安衛則第24条の15第2項・第3項、第34条の2の5第2項・第3項 | 「人体に及ぼす作用」の確認・更新                                                                                                    |      | ②                 |
|              |                            | 安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6   | SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？                                                                        |      | ③                 |
|              |                            |                                   | SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。                                                       |      |                   |
| その他          | 安衛則第33条の2                  | 別容器等での保管                          | リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？                                            |      | ②                 |
|              | 特化則、有機則、鉛則、粉じん則            | 個別規則の適用除外                         | 労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？                                                       |      | ②                 |
|              | 特化則、有機則、鉛則、粉じん則            | 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場               | 左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？                                                                    |      | ③                 |
|              |                            |                                   | 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？                                             |      |                   |
|              | 特化則、有機則、鉛則、四アルキル則          | 特殊健康診断                            | 作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？                                                                          |      | ②                 |

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。  
 規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。  
 ①2022年(令和4年)5月31日(施行済)  
 ②2023年(令和5年)4月1日  
 ③2024年(令和6年)4月1日

詳細はこちら



R4.8

## 「化学物質の自律的な管理にむけて」

～新たな化学物質の規制について～

令和5年4月、同6年4月に順次施行される改正政省令。その背景、注意すべきポイントについて、この分野における第一人者による講演会をご案内します。

講師：城内 博 氏

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター センター長  
国際連合 GHS 専門家委員会 日本代表

参加費：無料 申込み等詳細は当協会ホームページをご覧ください

### ■立川会場

日時：令和5年1月24日(火) 開演 14時30分～16時30分(開場 14時)

会場：立川市市民会館(たましん RISURU ホール)小ホール

定員：224名

### ■千代田会場

日時：令和5年2月3日(金) 開演 14時30分～16時30分(開場 14時)

会場：一橋大学一橋講堂

定員：250名

## 講習会等・協会行事実施報告と計画

当協会主催講習会等についての内容、お申し込みは同封のご案内か当協会ホームページをご覧ください。  
他地区協会との共催講習会の内容、お申し込みは当協会ホームページをご覧ください。

**なお、講習会等については中止となることもありますので、ホームページをご覧になるか、事務局までお尋ねください。**

### 令和4年(2022年)度講習会等実施報告及び計画(予定)

| <池袋協会主催講習会等>        | 4月  | 5月  | 6月     | 7月  | 8月 | 9月     | 10月    | 11月 | 12月 | 1月 | 2月     | 3月     |
|---------------------|-----|-----|--------|-----|----|--------|--------|-----|-----|----|--------|--------|
| 新入社員安全衛生教育等講習会      | 11日 |     |        |     |    |        |        |     |     |    |        |        |
| 労働行政運営方針説明会         |     | 18日 |        |     |    |        |        |     |     |    |        |        |
| 全国安全週間説明会           |     |     | 6日     |     |    |        |        |     |     |    |        |        |
| 全国労働衛生週間説明会         |     |     |        |     |    | 9日     |        |     |     |    |        |        |
| 板橋練馬豊島地区安全衛生推進大会    |     |     |        |     |    |        |        | 15日 |     |    |        |        |
| 人事労務・労働保険担当者法令実務説明会 |     |     |        |     |    |        |        |     |     |    |        | 7日     |
| 安全衛生推進者養成講習         |     | 25日 |        |     |    | 15-16日 |        |     |     |    | 20-21日 |        |
| 安全管理者選任時研修          |     |     | 23-24日 |     |    |        | 19-20日 |     |     |    |        | 14-15日 |
| 衛生推進者養成講習           |     |     |        | 13日 |    |        | 12日    |     |     |    | 8日     |        |

| <他地区協会との共催講習会等>     | 4月 | 5月 | 6月  | 7月 | 8月  | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月 |
|---------------------|----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 労働保険 年度更新事務説明会      |    |    | 13日 |    |     |    |     |     |     |     |     |    |
| ベーシックセミナー2022第1回    |    | ←→ |     |    |     |    |     |     |     |     |     |    |
| ベーシックセミナー2022第2回    |    |    |     |    |     | ←→ |     |     |     |     |     |    |
| ベーシックセミナー2022第3回    |    |    |     |    |     |    |     | ←→  |     |     |     |    |
| 労務人事担当者基礎講習         |    |    |     |    | 17日 |    |     |     |     |     |     |    |
| 改正有介法の規程改定と制度検討セミナー |    |    |     |    | 26日 |    |     |     |     |     |     |    |
| 人事労務・厚生担当者実務講習会     |    |    |     |    |     |    | 17日 |     |     |     |     |    |
| 法改正セミナー(オンライン)      |    |    |     |    |     |    |     |     |     | 19日 |     |    |
| 労務管理講座              |    |    |     |    |     |    |     |     |     |     | 7日  |    |
| 労災保険実務講習会           |    |    |     |    |     |    |     |     |     |     | 15日 |    |
| 36協定集中講座            |    |    |     |    |     |    |     |     |     |     |     | 2日 |
| 労務管理セミナー            |    |    |     |    |     |    |     |     |     |     |     | 3日 |

協会ホームページ <http://www.ikerokyo.or.jp/>

講習会等申込書、入会申込書をダウンロードできます。講習会等のご案内については、随時更新いたします。